

令和8年度 高浜町営農継続支援(農業機械購入)事業補助金

○高浜町では、意欲的に農業に取り組む農業者に対して、耕作に必要な農業機械の購入費用を助成することにより、営農の継続を支援し、遊休農地の発生の防止・解消を図るため、下記のとおり補助金制度を創設しています。



補助対象者

以下のすべてに該当する方

- (1) 高浜町内において、20a以上の農地(田・畑の作付け面積)を耕作している方
- (2) 令和7年産において、出荷・販売の実績のある方
- (3) 高浜町内に住所を有し、町税の滞納がない方
- (4) 過去5年間に高浜町が実施する農業機械等の購入の補助金交付を受けていない方

補助対象経費

○以下の補助対象機械で、令和9年3月31日までに納入できるもの。

補助率	対象機械
購入費用の1/2以内(購入費の50%) (上限額:100万円)	田植え機・トラクター・コンバイン・管理機 または付属する機器など (新品、中古品は問いません)

○次に該当するものは、補助対象外とします。

- ・購入費用が1台につき、20万円以内のもの
- ・個人間の売買であるもの



申請期間

令和8年5月26日(火)～6月26日(金)まで【先着順ではございません】
※土日祝は除く。平日の8時30分から17時15分まで

留意事項

- (1) 交付決定は予算の範囲内とします。
- (2) 事業の着手は、交付決定日以降に行ってください。交付決定前に購入された機械等は対象になりませんので、ご注意ください。
- (3) 新規購入機械は7年以上、中古機械は5年以上使用すること。
- (4) 認定農業者は「地域農業担い手支援事業補助金」が該当となります。



申請方法 / お問い合わせ先

事業実施計画書、その他の添付書類(購入機械の見積書、カタログ等)については、下記担当課へご提出してください。

高浜町産業振興課

TEL: 72-7705 / FAX: 72-4000

E-mail: machi2@town.takahama.lg.jp